

**答 申 第 54 号**

**三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申**

**令和 3 年 5 月**

**三重県情報公開・個人情報保護審査会**

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 2 年 7 月 2 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「三重県が特定農協に対してした行政指導、行政命令に関する一切の情報」等についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 7 月 16 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について取消しを求めるというものである。

なお、実施機関は令和 2 年 9 月 7 日に当初決定の一部を変更し、非開示部分を一部開示したので、当審査会も変更後の公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）の妥当性について審査するものとする。

3 本件対象公文書について

本決定のうち、本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、特定の農業協同組合（以下「本件法人」という。）が運営する産業廃棄物処理施設に対して、実施機関が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて行った立入検査に係る監視日報である。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

個人情報であるとした非開示部分は、条例第 7 条第 2 号が規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が含まれている可能性があり、事業情報は公開されなければならない。

産業廃棄物処理施設の所長の氏名は公知の事実であって近所の間であれば誰でも知っている。所長の氏名はその責任者なのであって、個人情報ではない。所長の氏名は個人の事業を営む情報に該当するため、法人の競争上の地位やその他正当な利益に影響があるのかなど別の観点から考える必要があるのではないか。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

今回非開示とした産業廃棄物処理施設の所長の氏名等については、本件法人の役員名簿には記載されていない一従業員の立場にあり、条例第7条第2号の除外対象である「事業を営む」と同視し得る、本件法人の代表権を有する者と認められない。関係者の職務上の肩書は非開示としておらず、社会通念上これらの立場の者が代表権を有する立場になりものを推認することは容易である。

## 6 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

### (2) 条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、本号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であればすべて非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

### (3) 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

実施機関が、本決定において本号に該当するとして非開示とした情報は、立入検査に対して対応した産業廃棄物処理施設の所長及び担当者の氏名である。当該情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であり、本号本文に該当すると認められる。また、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

審査請求人は、所長の名前は近所の間であれば誰でも知っているため公にされているとの主張をしている。

しかしながら、本件法人の登記簿において、所長の氏名は登記がされておらず、また、

周辺住民が知っているという理由だけでは誰もが知り得る情報として公にされている情報であるとは必ずしも認められないため、本号ただし書イに該当するとは認められない。

また、審査請求人は、産業廃棄物処理施設の所長の氏名は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当すると主張しているため、以下検討する。

本号は、非開示とすることと定めた個人情報から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外し、本条第3号（法人情報）で判断することとしている。これは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報ではあるものの、当該事業に関する情報としての側面が強いため、法人等に関する情報と同様の要件により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号（個人情報）から除外している。そして、「事業を営む個人」とは一般に、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人や農業、林業等を営む個人をいうものと解される。

この点、本件法人の所長は本件法人の従業員であり、「事業を営む個人」に該当しないことは明らかである。

また、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等を代表する権限に基づいて職務として行う行為など、当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報についても同様に本条第3号（法人情報）で判断することが相当と解される。

実施機関の説明によると、実施機関が立入検査を行った際に作成する監視日報における対応者の氏名については、本件法人を代表する責任を負った立場の者の氏名を記載するものではなく、その場に立ち会った従業員の氏名を記載するものであるとのことであった。このことから、監視日報に記載された所長の氏名については、本件法人を代表する権限に基づいて職務として行った行為について記載されたものではなく、当該法人の行為そのものと評価される行為に関する情報であるとは認められない。

以上のことから、監視日報に記載された所長の氏名について本条第3号（法人情報）の該当性を判断することは適切ではなく、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### (4) 結論

よって、主文のとおり答申する。

### 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである

## 別紙 1

## 審査会の処理経過

年月日	処理内容
R 2 . 1 1 . 6	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 2 . 1 1 . 1 1	・ 実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
R 2 . 1 1 . 2 5	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 3 . 1 . 2 7	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第6回第2部会)
R 3 . 2 . 2 6	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第7回第2部会)
R 3 . 3 . 2 4	・ 審議 (令和2年度第8回第2部会)
R 3 . 4 . 2 8	・ 審議 (令和3年度第1回第2部会)
R 3 . 5 . 2 6	・ 審議 ・ 答申 (令和3年度第2回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	(株)百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。